

報道関係者各位

全日本自動車産業労働組合総連合会  
事務局長 金子 晃浩

＜2019年総合生活改善の取り組み＞  
自動車総連全体の要求状況について

自動車総連全体方針に対する本日時点の要求状況の概況について、お伝えいたします。[参考1](#) [参考2](#)

- 本日時点の集計において、**要求提出済み単組は967単組**。(集計対象全1,094組合の88.4%)
- 個別賃金要求**について、取り組み単組は640単組と、**昨年を大きく上回る取り組み状況**。その内、360単組は、本年新たに設定した若手技能職銘柄(30歳相当)の要求にも取り組んでいる。
- 平均賃金要求について、**賃金カーブ維持分と賃金改善分を併せた全体の高さで要求している**単組は769単組であり、集計可能な単組における**平均要求額(単純平均)は7,760円**と、**昨年最終7,343円を+417円上回っている**。
- また、これらの単組を含め、**賃金改善分を要求した単組は953単組**(要求提出済み単組の98.6%)、集計可能な単組における**平均要求額(単純平均)は3,805円**と、**昨年最終3,413円を+392円上回っている**。
- 賃金引き上げについて、特に本年は、自らの賃金実態の分析・検証を行った上で、**目指す賃金の絶対水準やポジション、あるいは、賃金カーブや配分のあり方といった賃金課題を基に、要求根拠を具体的に積み上げ、要求・交渉を行っているケース**が随所に見られる。[参考3](#)
- その結果、10,000円前後の賃金改善分を要求した単組も少なくなく、また、299人以下の中小単組の**平均要求額を見ると、賃金改善分ばかりか、賃金カーブ維持分を含めた総額でも、相対的に高い水準の要求となっている**。**要求の幅が広がっており、「3,000円」という数字に囚われずに自らの要求を構築している様子**が窺える。[参考4](#)
- 「単組の地力向上及び底上げ・格差是正に向け、“上げ幅”だけではなく、“目指す賃金の絶対水準”を強く意識する『絶対額を重視した取り組み』をこれまで以上に進める」とした**今次取り組み方針のねらいに沿った要求状況**になっている。[参考5](#)
- 全体の受け止めとしては、**明らかに例年とは質の異なる要求・交渉**が行われており、深刻な人手不足を背景に、「**目指す賃金・目指す働き方を実現する**」「**底上げ・格差是正を何としても進める**」とした、**中小を始めとする各単組の「人への投資」を求める強い意思が全体に表れているもの**と受け止める。

(参考)当面の予定

3月9日(土) : 第3回中央生活闘争委員会

3月13日(水) : 主要単組 集中回答日 (全体のヤマ場は3月13日(水)~3月22日(金))

3月末 : 自動車総連全体の解決目標

以 上

## 自動車方針 2019 年総合生活改善の取り組み方針

### 1) 「月例賃金」 具体的要求基準

- 全ての単組は、求める経済・社会の実現、自らの目指す賃金の実現及び賃金課題の解決に資する基準内賃金の引き上げに取り組む。

#### <個別ポイント絶対水準要求>

- 自らの目指す賃金水準を実現すべく、技能職若手労働者（若手技能職）【\*1】及び中堅労働者（中堅技能職）【\*2】における現行水準を維持し、水準向上や格差・体系是正を図るべく、各単組の状況に応じ、絶対水準の要求に取り組む。

〔技能職若手労働者（若手技能職）銘柄及び中堅労働者（中堅技能職）銘柄の目指すべき水準【\*3】〕

|             | 技能職若手労働者<br>(若手技能職) | 技能職中堅労働者<br>(中堅技能職) |
|-------------|---------------------|---------------------|
| 賃金センサspreミア | 323,200 円           | 370,000 円           |
| 自動車産業preミア  | 254,000 円           | 292,000 円           |
| 自動車産業目標     | 239,000 円           | 272,000 円           |
| 自動車産業スタンダード | 220,000 円           | 248,000 円           |
| 自動車産業ミニマム   | 215,000 円           | 240,000 円           |

#### <平均賃金要求>

- 賃金カーブ維持分の確保に加え、物価上昇、労働の質的向上、格差是正の必要性等の要素を総合的に勘案し、賃金カーブ維持分を含めた引き上げ額全体を強く意識した基準内賃金の引き上げ【\*4】を要求する。
- なお、全ての単組は、昨年までの取り組みを踏まえつつ、上記の要素を総合的に勘案し、賃金改善分を要求する。なかでも底上げ・格差是正を進める必要のある単組においては、必要な是正原資を明確に加え、賃金改善に取り組む。
- 直接雇用の非正規労働者についても、一般組合員との取り組みの連関性を強く意識しつつ、原則として、時給 20 円を目安とした賃金改善分を設定する。

【\*1】「技能職若手労働者（若手技能職）」とは、生産現場において、上司の包括的な指示の下、日常の担当業務を独力で遂行できる技能を有し、小集団の中で後輩への適切な指導やチームワークの醸成ができ、近い将来、監督者との間に立って職場を底支えする中堅の作業者となり得る資質・能力を備えた者。なお、メーカー部門、車体・部品部門以外は、個別ポイント絶対水準要求の銘柄を、30 歳・高卒・勤続 12 年・技能職に準じた職種（販売部門は部会で設定した職種を適用）・3 人世帯とする。

【\*2】「技能職中堅労働者（中堅技能職）」とは、生産現場において、習熟期間をほぼ終了し、基幹的作業に対して一人前の技能を有し、後輩への適切なアドバイスとチームワークの醸成ができ、近い将来、熟練作業者あるいは優秀な監督者となり得る資質・能力を備えた者。なお、メーカー部門、車体・部品部門以外は、個別ポイント絶対水準要求の銘柄を、35 歳・高卒・勤続 17 年・技能職に準じた職種（販売部門は部会で設定した職種を適用）・4 人世帯とする。

【\*3】目指すべき水準の各目標基準は、次の考え方にに基づき設定。なお、車体・部品部門、販売部門においては、それぞれの部会で設定した部門独自の補完基準を適用する。

- ・賃金センサspreミア：牽引役の上位単組が目指す水準。製造業 1,000 人以上・標準労働者の第 9 十分位の水準
- ・自動車産業preミア：自動車総連加盟単組上位 10%への目標基準。J-WIDE 第 9 十分位の水準
- ・自動車産業目標：自動車総連加盟単組上位 25%への目標基準。J-WIDE 第 3 四分位の水準
- ・自動車産業スタンダード：自動車総連加盟単組中位への目標基準。J-WIDE 中位の水準
- ・自動車産業ミニマム：全ての単組がクリアする基準

【\*4】本要求基準に基づいた場合の 2018 年の自動車総連全体の要求実績（平均）

… 約 7,500 円（うち、賃金改善分は 3,413 円）

## 2) 「企業内最低賃金」 取り組み基準

- 各労連の計画的な運動の推進を基として、全ての未締結単組は新規締結に必ず取り組む。
- すでに締結している単組は、次の①②を同時並行的に進め、着実な取り組みの前進を図る。
  - ① 高卒初任給に準拠した水準での協定化を目指し、次の要求基準に基づき、締結額の引き上げに強力に取り組む。

### <要求基準>

- ・ 18歳の最低賃金要求は、「160,000円以上」とする。
- ・ すでに締結額の水準が160,000円を超えている単組における18歳の最低賃金要求は、「164,000円以上」とすることを基本に取り組む。
- ・ すでに上記の基準を満たしている単組においては、「高卒初任給に準拠した水準」での締結を目指す。

- ② 正規従業員のみを対象とした協定を締結している単組は、非正規労働者への締結対象の拡大を目指し、各単組の実態を踏まえて取り組む。

## 3) 「年間一時金」 要求基準

- 年間5ヵ月を基準とし、最低でも昨年獲得実績以上とする。
- 要求の基礎は、賃金引き上げ後の基準内賃金とする。
- 最低保障制度を確立することとし、水準については40%以上とする。

## 4) 「働き方の改善」の取り組み（抜粋）

- ①個々人のワーク・ライフ・バランスの取れた働き方の実現、②多様な働き方に基づく職場全体の生産性向上、③持続可能な産業基盤の前提である人材の確保、との観点から、働き方の改善に積極的に取り組む。
- 生産性運動三原則の観点からも、職場全体の生産性向上に係る話し合いに積極的に参画するとともに、働く者の視点から、働き方の改善に資する提言に取り組む。
- 総労働時間短縮に向けた「New START12」の枠組みに基づき、各単組の状況に応じ、活動の基盤整備、年間休日増を含めた所定労働時間短縮、所定外労働時間削減、年休取得促進に取り組む。加えて、自動車総連36協定締結方針に則り、特別延長時間の引き下げ（年720時間以下、月80時間以下）にこだわって取り組む。

## 5) 非正規労働者に関する取り組み（抜粋）

- 「全ての労働者が安定・安心して働き生活できる社会の実現」に向けた労働組合としての社会的責任、及び、「職場全体のチームワークで生み出した成果は職場全員で共有することが基本」との考え方にに基づき、次の3つの柱の取り組みを、各単組の状況に応じ一歩でも二歩でも着実に進める。
  - ① 「同一価値労働同一賃金」に基づく、賃金・一時金を始めとした労働諸条件の改善
  - ② 雇用に係る経営対策の取り組み（無期転換の取り組み、正社員登用の促進等）
  - ③ 非正規労働者の組織化に向けた取り組み
- とりわけ、「同一価値労働同一賃金」や「高齢者の雇用年齢の引き上げ」の流れがより強くなっていることを強く意識し、同じ職場で働く仲間の意欲・活力の向上、職場の一体感の醸成に向け、積極的に取り組む。
- 間接雇用の非正規労働者についても、一層の関与・対応力を高める取り組みを進める。

## 2019 年総合生活改善の取り組み 要求状況

(2019 年 3 月 4 日現在)

### 1. 個別賃金要求

|               | 2019 年    |              |         |         |       |         | 2018 年（最終） |         |       |           |
|---------------|-----------|--------------|---------|---------|-------|---------|------------|---------|-------|-----------|
|               | 集計<br>単組数 | 要求提出<br>済み単組 | 取り組み単組数 |         |       |         | 集計<br>単組数  | 取り組み単組数 |       |           |
|               |           |              | 若手技能職   |         | 中堅技能職 |         |            | 若手技能職   | 中堅技能者 | 要求平均額     |
|               |           |              | 要求平均額   |         | 要求平均額 |         |            |         |       |           |
| 3,000 人以上     | 30        | 27           | 13      | 278,385 | 24    | 332,432 | 30         | —       | 28    | 327,771 円 |
| 1,000~2,999 人 | 70        | 45           | 12      | 254,856 | 45    | 304,617 | 73         | —       | 48    | 303,401 円 |
| 500~999 人     | 121       | 77           | 34      | 235,614 | 74    | 282,495 | 125        | —       | 65    | 287,548 円 |
| 300~499 人     | 132       | 76           | 33      | 237,527 | 69    | 277,628 | 130        | —       | 65    | 279,870 円 |
| 299 人以下       | 741       | 415          | 268     | 219,679 | 408   | 254,909 | 737        | —       | 295   | 258,117 円 |
| 全体            | 1,094     | 640          | 360     | 226,113 | 620   | 267,339 | 1,095      | —       | 501   | 272,850 円 |

### 2. 平均賃金要求

#### 1) 業種別

|       | 2019 年    |              |                              |              |         |           | 2018 年（最終） |                   |              |           |           |
|-------|-----------|--------------|------------------------------|--------------|---------|-----------|------------|-------------------|--------------|-----------|-----------|
|       | 集計<br>単組数 | 要求提出<br>済み単組 | 平均要求額 *1                     |              |         |           | 集計<br>単組数  | 平均要求額 *1          |              |           |           |
|       |           |              | 賃金カーブ<br>維持分<br>+賃金改善分<br>*2 | 賃金カーブ<br>維持分 | 賃金改善分   | 要求<br>単組数 |            | 維持分<br>+改善分<br>*2 | 賃金カーブ<br>維持分 | 賃金<br>改善分 | 要求<br>単組数 |
|       |           |              |                              |              |         |           |            |                   |              |           |           |
| メーカー  | 13        | 13           | 9,182 円                      | 5,618 円      | 3,000 円 | 13        | 8,771 円    | 5,771 円           | 3,000 円      | 13        |           |
| 車体・部品 | 394       | 364          | 7,332 円                      | 4,126 円      | 3,281 円 | 389       | 7,203 円    | 4,043 円           | 3,206 円      | 376       |           |
| 販売    | 579       | 528          | 8,138 円                      | 3,828 円      | 4,238 円 | 587       | 7,499 円    | 3,869 円           | 3,599 円      | 587       |           |
| 輸送    | 29        | 16           | 6,483 円                      | 3,094 円      | 3,233 円 | 27        | 6,447 円    | 3,120 円           | 3,212 円      | 27        |           |
| 一般    | 79        | 46           | 7,283 円                      | 4,100 円      | 3,291 円 | 79        | 7,033 円    | 4,099 円           | 3,109 円      | 74        |           |
| 全体    | 1,094     | 967          | 7,760 円                      | 3,966 円      | 3,805 円 | 1,095     | 7,343 円    | 3,949 円           | 3,413 円      | 1,077     |           |

\*1：集計可能単組の単純平均額 \*2：集計単位がそれぞれ異なるため、「賃金カーブ維持分」と「賃金改善分」の和が「賃金カーブ維持分+賃金改善分」とは必ずしもならない。

#### 2) 組合規模別

|               | 2019 年    |              |                              |              |         |           | 2018 年（最終） |                   |              |           |           |
|---------------|-----------|--------------|------------------------------|--------------|---------|-----------|------------|-------------------|--------------|-----------|-----------|
|               | 集計<br>単組数 | 要求提出<br>済み単組 | 平均要求額 *3                     |              |         |           | 集計<br>単組数  | 平均要求額 *3          |              |           |           |
|               |           |              | 賃金カーブ<br>維持分<br>+賃金改善分<br>*4 | 賃金カーブ<br>維持分 | 賃金改善分   | 要求<br>単組数 |            | 維持分<br>+改善分<br>*4 | 賃金カーブ<br>維持分 | 賃金<br>改善分 | 要求<br>単組数 |
|               |           |              |                              |              |         |           |            |                   |              |           |           |
| 3,000 人       | 30        | 30           | 8,882 円                      | 5,617 円      | 3,066 円 | 30        | 8,627 円    | 5,538 円           | 3,065 円      | 30        |           |
| 1,000~2,999 人 | 70        | 69           | 8,095 円                      | 4,749 円      | 3,375 円 | 73        | 7,870 円    | 4,532 円           | 3,280 円      | 73        |           |
| 500~999 人     | 121       | 118          | 7,944 円                      | 4,263 円      | 3,612 円 | 125       | 7,599 円    | 4,205 円           | 3,353 円      | 125       |           |
| 300~499 人     | 132       | 118          | 7,639 円                      | 4,106 円      | 3,642 円 | 130       | 7,503 円    | 4,061 円           | 3,404 円      | 130       |           |
| 299 人以下       | 741       | 632          | 7,671 円                      | 3,757 円      | 3,957 円 | 737       | 7,182 円    | 3,777 円           | 3,453 円      | 719       |           |
| 全体            | 1,094     | 967          | 7,760 円                      | 3,966 円      | 3,805 円 | 1,095     | 7,343 円    | 3,949 円           | 3,413 円      | 1,077     |           |

\*3：集計可能単組の単純平均額 \*4：集計単位がそれぞれ異なるため、「賃金カーブ維持分」と「賃金改善分」の和が「賃金カーブ維持分+賃金改善分」とは必ずしもならない。

### 3. 企業内最低賃金

|            | 要求単組数           |        |           |    |    |
|------------|-----------------|--------|-----------|----|----|
|            | 計（水準引き上げ、対象者拡大） |        |           |    |    |
|            | ①水準引き上げ         | ②対象者拡大 | ①かつ②      |    |    |
|            |                 |        | 要求額       |    |    |
| 2019 年     | 388             | 379    | 163,113 円 | 87 | 78 |
| 2018 年（最終） | 478             | 473    | 160,292 円 | 74 | 69 |

### 4. 非正規労働者に関する取り組み

|            | 取り組み単組数 *5                 |              |              |              |         |        |
|------------|----------------------------|--------------|--------------|--------------|---------|--------|
|            | 計（要求 又は 労使で協定済み 又は 要請した単組） |              |              |              |         |        |
|            | 要求 *6                      | うち、賃金引き上げを要求 |              |              | うち、有額要求 | 平均額 *7 |
|            |                            | うち、賃金引き上げを要求 | うち、賃金引き上げを要求 | うち、賃金引き上げを要求 |         |        |
| 2019 年     | 488                        | 446          | 445          | 91           | 22.7 円  |        |
| 2018 年（最終） | 612                        | 523          | 516          | 98           | 19.8 円  |        |

\*5：「定年後再雇用者」「期間従業員」「パート・アルバイト」「無期転換者」のいずれかに取り組んだ単組数

\*6：「賃金引き上げ」「一時金」のいずれかの項目で要求した単組数

\*7：有額換算可能な単組の平均額（時給換算）

### 5. 年間一時金

|       | 2019 年 |              |                | 2018 年（最終） |                |
|-------|--------|--------------|----------------|------------|----------------|
|       | 集計単組数  | 要求提出<br>済み単組 | 要求月数<br>(単純平均) | 集計単組数      | 要求月数<br>(単純平均) |
| メーカー  | 13     | 13           | 5.81 カ月        | 13         | 5.80 カ月        |
| 車体・部品 | 393    | 353          | 4.93 カ月        | 389        | 4.86 カ月        |
| 販売    | 577    | 496          | 4.81 カ月        | 576        | 4.75 カ月        |
| 輸送    | 28     | 16           | 5.02 カ月        | 26         | 4.63 カ月        |
| 一般    | 76     | 44           | 5.24 カ月        | 76         | 4.78 カ月        |
| 全体    | 1,087  | 922          | 4.90 カ月        | 1,080      | 4.80 カ月        |

## 各単組の具体的な要求根拠（一例）

### 【観点】 目指す水準の設定とその到達原資

- ・自動車産業スタンダードへの到達を基準に、要求を構築。
- ・自動車総連 車体・部品部門の第1四分位への到達に向け、継続的に賃上げを要求。
- ・中長期的視点で製造の8割レベルの賃金水準を目指す。
- ・業種や地域別の賃金データを活用し、目指す賃金を設定し個別賃金と平均賃金要求にて要求。

### 【観点】 全体・全員の水準を一律に底上げ

- ・生活残業の実態があり、生産性向上の足かせになっているため、基本給を底上げ。
- ・同業他社やグループ内企業の昨年の回答額や賃金水準を参考に格差是正に取り組む。
- ・この5年間の獲得賃金の積み上げが、部門内、労連内と比較しても低く、その為に全年代層の賃金が低い。数年かけてでも、労連内における各年齢別における中位程度までは上げていかないと人材の流出や組織の魅力向上につながらないため、賃金表の全体引き上げを図る。

### 【観点】 役職・資格に見合った賃金の実現

- ・部下の面倒見を強化し人材育成を加速させるため、監理監督手当を増額し、班長手当を新設。
- ・若年層が係長などの責任ある立場を敬遠する傾向が顕著になってきており、係長などのリーダーに相応しい手当とすることで組織の魅力向上を図るため、職格手当てを見直し。
- ・一般職の基準給テーブルが低く、求められている業務水準と賃金が見合っていないため、見合った賃金への引き上げに必要な原資を要求。
- ・賃金改善分の原資を、重筋作業者の手当の引き上げに充当。

### 【観点】 高年齢者のモチベーション向上

- ・同一価値同一労働賃金や定年延長などを見据え、定年後再雇用者についても、一般組合員と同水準での賃金改善分に取り組む。
- ・中間層以降の賃金カーブの上りが鈍く、結果、中間層や高年齢層のモチベーションに影響が出ており、人材流出等の懸念から、中間層を含めた年齢給を見直し。
- ・定年後再雇用者の賃金水準を退職時の60%から80%へ引き上げるとともに、一般組合員と同月数の一時金や65歳定年制度導入を要求。

### 【観点】 若年層の底上げ

- ・若年層の離職率が大変高いため、モチベーションにつながる賃金水準を要求。
- ・離職防止につなげるため、なぜ昇給・昇格に至らないか掘り下げて議論するとともに、最低生計費未達一掃のために、必要な原資8,000円を3年で改善することを目標に要求。
- ・若年層の賃金カーブの傾きについて課題提起するとともに、若年層への重点配分を要求。

### 【観点】 中途入社者のカーブ是正

- ・準社員からの中途採用者がミニマム賃金を下回るため、賃金水準の底上げを要求。
- ・中途入社者の基本給の伸び悩みによる正社員との賃金格差の解消に向け、年功的賃金を変えるべく要求。

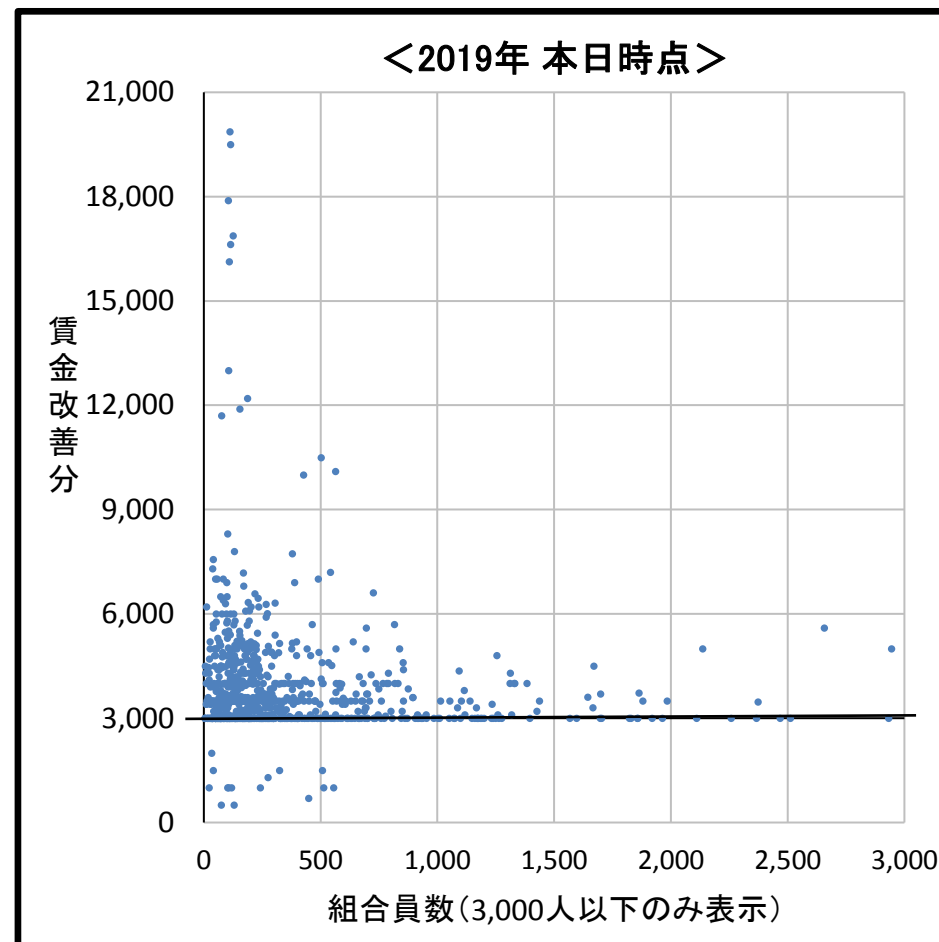
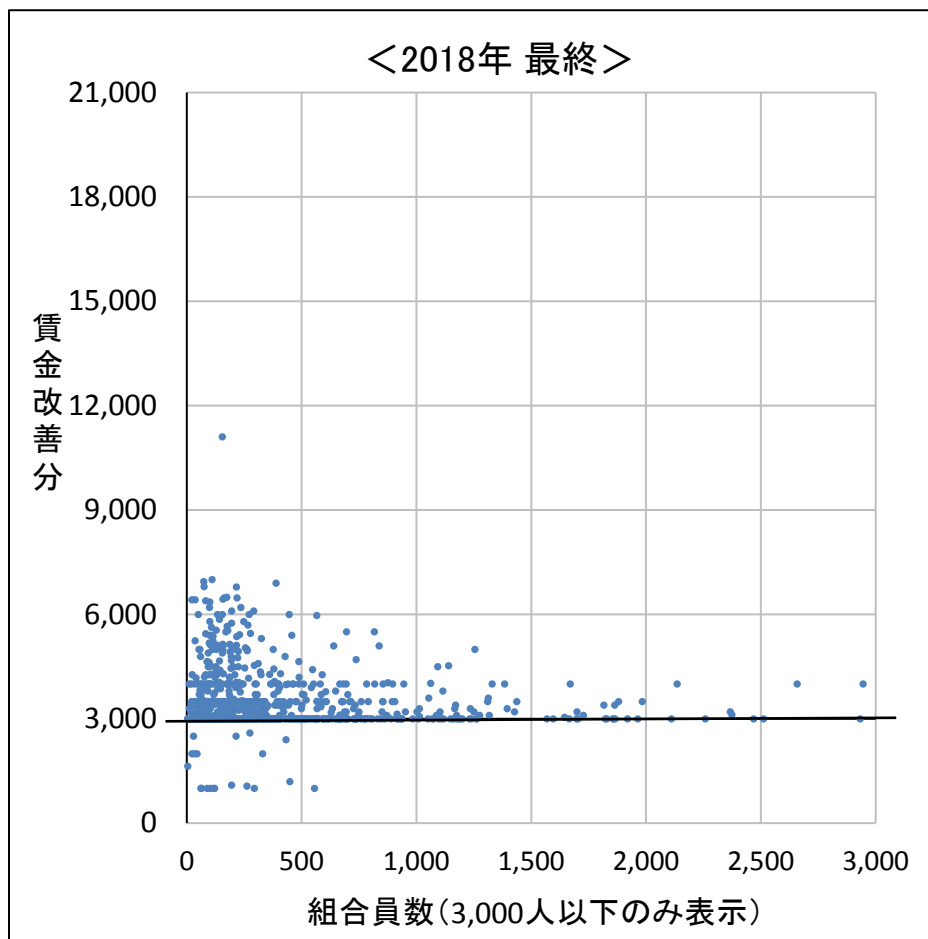
### 【観点】 子育て世代の支援拡充

- ・育児をしながら働ける風土づくりの一環として家族手当の引き上げを要求。
- ・賃金改善分の配分について、子育て世代への配分を厚くする。

## 賃金改善分要求額の分布

※いずれも集計可能単組のみで集計

### 1. 規模別・賃金改善分要求額の分布



### 2. 賃金改善分要求額別の単組数の分布

|            | 計       |       |              |            |            |            |         |      |
|------------|---------|-------|--------------|------------|------------|------------|---------|------|
|            | 3000円未満 | 3000円 | 3001～3999円   | 4000～4999円 | 5000～5999円 | 6000～6999円 | 7000円以上 |      |
| 2019年 本日時点 | 100.0%  | 1.6%  | 35.3%        | 34.5%      | 16.6%      | 6.9%       | 2.5%    | 2.6% |
|            |         |       | {中央値 3,500円} |            |            |            |         |      |
| 2018年 最終   | 100.0%  | 2.0%  | 49.7%        | 30.7%      | 11.5%      | 4.0%       | 2.0%    | 0.2% |
|            |         |       | {中央値 3,000円} |            |            |            |         |      |

## 「絶対額を重視した取り組み」の状況

| 取り組みのステップ   | ステータス                 | 2019年<br>(暫定)   | 2018年<br>(最終) |
|---|-----------------------|---|---------------|
| 【ステップ1】<br>賃金データの把握<br><br>・個人別賃金データの把握   | 個人別賃金データを把握している。      | 78.7%   | 79.0%         |
|   | 〃 を把握していない。           | 21.3%   | 21.0%         |
| 【ステップ2】<br>賃金実態の分析・課題の検証<br><br>・プロット分析と課題の検証   | 個人別賃金の水準や分散状況を検証している。 | 94.1%   | 88.6%         |
|   | 〃 を検証していない。           | 5.9%  | 11.4%         |
| 【ステップ3】<br>賃金カーブ維持分の算出、<br>労使確認<br><br>・賃金カーブ維持分の算出・労使確認・<br>協定化                              | 労使で確認又は労使協定化している。     | 49.9%   | 54.1%         |
|   | 組合でのみ確認している。          | 32.8%   | 38.8%         |
|   | 算出・確認していない。           | 17.3%   | 7.1%          |
| 【ステップ4】<br>課題の明確化・改善計画の立案<br><br>・課題の明確化<br>・経済環境や企業実力の分析<br>・目指すべき姿・水準の設定<br>・具体的取り組み計画の立案 等 | 目指すべき姿・水準が定まっている。     | 52.3%  | 29.8%         |
|   | 〃 が定まっていない。           | 47.7%   | 70.2%         |
| 【ステップ5】<br>具体的な取り組みの実施<br><br>・賃金制度見直し、労使検討<br>・委員会の設置<br>・春取りの要求根拠への織り込み<br>・個別賃金要求の実施 等     | 具体的な取り組みに着手・移行している。   | 81.3%  | 55.6%         |
|   | 個別賃金要求を行っている。         | 66.2%  | 45.8%         |
|   | 〃 に着手・移行していない。        | 18.7%   | 44.4%         |
| 【ステップ6】<br>配分への関与・検証<br><br>・要求・回答時の配分への関与<br>・個人別賃金データの収集と検証                                 | 関与・検証している。            | -   | -             |
|   | 〃 していない。              | -   | -             |